

障害児者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局
障害者支援課長

抗原簡易キットの配布事業に係る配布希望申込みについて（追加案内）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

抗原簡易キットの配布事業については「令和3年6月15日付事務連絡」にて、対象事業所へ送付しておりましたが、この度、兵庫県から対象事業所を拡大しての募集について連絡を受けましたので、以下のとおり再度受付を行います。

内容をご確認いただき、抗原簡易キットの配布を希望される場合は、**7月2日（金）17時までに**以下の申込フォームからお申し込みください。

1. 事業目的

重症化リスクが高い者が多い高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう配布するものです。

なお、出勤前に体調不良を自覚した場合は出勤せず、医療機関へ受診することを徹底してください。本事業で配布する抗原簡易キットは、出勤後に体調の悪化を自覚した場合などに使用するものです。

（職場での抗原簡易キットの使用は受診に代わるものではありませんので、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください）

2. 対象事業所

下記の(1)又は(2)いずれかの要件を満たす市内の事業所^{※1}

【要件】

- (1) 医師が常駐している。
- (2) 配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、かつ抗原簡易キットによる検査に関する研修^{※2}を受講している職員がいる。

※1 対象となる事業所の種別は次のとおりです。

- ・障害者支援施設（入所施設）・障害児入所施設・共同生活援助・生活介護
- ・短期入所・自立訓練・就労継続支援A・就労継続支援B・就労移行支援
- ・地域活動支援センター・福祉ホーム・居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- ・行動援護

※2 厚生労働省のホームページに研修動画を公開予定です。公開後に改めて案内をさせていただきます。

3. 申込方法、留意事項等

以下の URL から申し込みください。(6/15 事務連絡の時とは申込方法が異なります)

https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/kougenkensa_tyousa.html

※パスワードは「1306」と入力してください。

※配布希望数は10個単位で記載してください。

※配布数の目安は従事者一人当たり2個を上限として申し込みしてください。

※すでに申し込みを終えている事業所は対象外となります。

※申込完了のメールは翌営業日に送付します。

※国の受付数に達すると発送できない場合があります。ご了承ください。

4. 使用実績報告

抗原簡易キットの使用実績について報告をいただく必要があります。報告方法については後日改めてご連絡させていただきます。

(参考：兵庫県からの抗原キット配布事業案内)

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hojyo.html>

※上記 URL からの申込はできません。

神戸市福祉局障害者支援課 TEL：322-5231
FAX：322-6066

1 抗原簡易キットとその取り扱い

区分	取扱い方法
保管方法	常温
廃棄方法	廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします

(参考) 抗原簡易キットの種類 (種類は選べませんが以下の3社の製品のいずれかの予定)

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ (株)	エスプライン SARS-CoV-2	縦75×横210×奥160mm、240g、10回分
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦80×横197×奥97mm、210g、10回分
3	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦69×横242×奥88mm、202g、10回分
		イムノエース SARS-CoV-2	縦 110 ×横 256 ×奥 255mm、1,057g、60回分

2 抗原簡易キットの使用要件

- ① 従事者等に**症状（微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良を含む。）**が現れた場合に使用します。
- ② 検体採取は医療従事者が常駐する施設にあつては**医療従事者の管理下**で、**医療従事者が常駐しない施設にあつてはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下**で検査を実施します。

抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、**配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制（検査で陽性者があつた場合に、施設が当該職員を何らかの形で受診させることができる）のない施設では検査を実施することができません。**

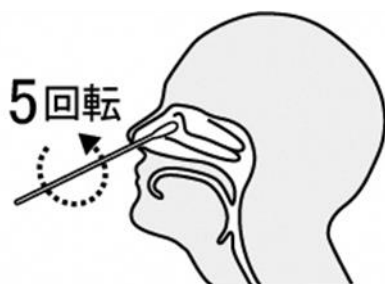
医療従事者か、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で鼻腔検体を自己採取することが可能です。

【病原体検査の指針】

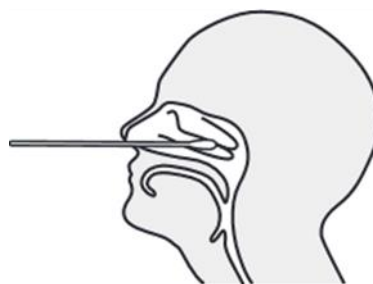
これまでは、鼻腔検体の自己採取は医療従事者の管理下で行うこととされていましたが、今般、専門家の議論を踏まえ、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下でも検査の実施が可能となりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>

鼻腔ぬぐい液採取



鼻咽頭ぬぐい液採取



鼻腔	鼻咽頭
・ 鼻から綿棒を 2cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置（自己採取が可能）	・ 鼻から綿棒を挿入し、鼻咽頭を数回こする（医療従事者が採取）

3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性者	<ul style="list-style-type: none">・ 陽性判明者は、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。・ 確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「初動対応における接触者」を各機関（施設）で自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。
陰性者	<ul style="list-style-type: none">・ 偽陰性の可能性もあることから、医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

● **本キットの検査結果等により新型コロナウイルス感染症患者と診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る必要があります。**

● 保健所への発生届の届出については原則として HER-SYS への入力により行うこととしていますが、高齢者施設等や HER-SYS を利用できない医療機関において診断を行った場合は、所管の保健所へ FAX 等により届出を行ってください。様式等を含め以下のウェブサイトをご参照いただくとともに、あらかじめ所管の保健所に相談をお願いします。

【参考】感染症法に基づく医師の届出のお願い

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-shitei-01.html>

4 その他 よくある質問

(令和3年6月9日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」 **別添3** 医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業に関する質疑応答集 より一部抜粋)

Q3-1 :

配布された抗原簡易キットを用いた検査は、行政検査として実施するのか。

A3-1 :

医療機関や高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合であって、医療機関・高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合に、今回配布する抗原簡易キットを使用して実施する検査は、行政検査として公費により実施するものではありません。なお、抗原簡易キットの使用により陽性者が発見された時には、当該陽性者の接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、PCR検査等を行政検査として実施することとしています。

Q3-2 :

医師以外の者がキットを用いて診断することや、検査結果の伝達や結果に基づいて医療機関を受診するよう促すことは可能か。

A3-2 :

診断は医行為に該当するため医師以外の者が行うことはできませんが、被検者に対してキットの陽性又は陰性の結果を伝達すること、更には医療機関の受診を勧奨することは医師以外の者であっても可能です。

(参考) 配布キットによる結果を踏まえた対応の例

	陽性だった場合の対応	陰性だった場合の対応
医師が実施する場合 (医師の管理下で実施する場合を含む。)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)
医師以外の医療従事者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)
医療従事者以外の者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)

※配布されるキットは、有症状者への検査に使用する。

Q 3 - 3 :

医療従事者不在の下での抗原簡易キットの使用は可能か。

A 3 - 3 :

医療従事者が不在の場合に鼻腔から検体を自己採取し、キットを使用することは、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下であれば可能ですが、鼻咽頭からの他者による検体採取は被検者に対して危害を及ぼすおそれがあるため、医師が直接又は医師の管理下で医師の指示を受けた看護師等により行われる必要があります。ただし、いずれの場合でも、検体検査の精度の確保の観点から、可能な限り医療従事者の関与の元で使用することが望ましいです。

Q 3 - 4 :

配布されたキットを用いて医療機関が検査を行う場合、医療法第 15 条の 2 に規定する検体検査の精度の確保に係る基準に関する各種規定は適用されるのか。

A 3 - 4 :

貴見のとおりです。

Q 3 - 7 :

配布されたキットを、本事業の対象者以外の患者への診療において使用する場合、保険診療として扱ってよいか。

A 3 - 7 :

本文「第 3 抗原簡易キットの使用について」の①段落のとおり、公的医療保険の診療の一環として検査を実施する場合には配布するキットを用いないようご留意の程よろしく申し上げます。

Q 3 - 8 :

本事業の対象者に対してキットが使用され、当該医療機関等において、医師が当該キットによる検査結果に基づき診療を行う場合、検体検査判断料等、診療報酬の算定を行うことは可能か。

A 3 - 8 :

算定を行うことはできません。

4 お問い合わせ先

(1) 配布事業に関すること

機関（施設） の所在地	医療機関 （病院・有床診療所）	高齢者施設・障害者施設
神戸市	神戸市地域医療課 TEL:078-322-5246	（高齢者施設） 神戸市高齢福祉課 TEL:078-322-5405 （障害者施設） 神戸市障害者支援課 TEL:078-322-5231
姫路市	姫路市保健所総務課 TEL : 079-289-1631	（高齢者施設のうち、介護保険サービス事業所） 姫路市介護保険課 TEL:079-221-2923 （高齢者施設のうち、介護保険サービス事業所以外） 姫路市高齢者支援課 TEL:079-221-2317 （障害者施設） 姫路市障害福祉課 TEL:079-221-2454
西宮市	西宮市保健所保健予防課 TEL : 0798-35-4492	
尼崎市	尼崎市保健部感染症対策担当 TEL:06-4869-3015	尼崎市福祉部法人指導課 TEL:06-6489-6321
明石市	明石市感染対策統括室 TEL : 078-918-5673	
上記を除く 兵庫県内	兵庫県感染症対策課 新型コロナウイルス感染症対策班 TEL : 078-341-7711 (内線 3300、3287)	（高齢者施設） 兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班（高年施設担当） TEL:078-341-7711 （内線 2950、2951、2943） （障害者施設） 兵庫県障害福祉課 障害政策班 TEL:078-341-7711 （内線 2966、2969）

(2) 配布キットの使用方法等に関すること

それぞれ各キットの製造販売元(以下)にお問い合わせるよう伝達願います。

- ・ 富士レビオ株式会社
お客様コールセンターフリーダイヤル：0120-292-026
e-mail：fri.call@hugp.com
- ・ デンカ株式会社 試薬学術課
フリーダイヤル 0120-206-072
受付時間 9:00～17:00（土日祝日・弊社休業日を除く）
- ・ 株式会社タウンズ 営業本部
フリーダイヤル 0120-048-489